

松尾浩也著「来し方の記－刑事訴訟法との50年－」有斐閣 2008年11月10日刊を読む

リーガルマインドとは何かを考える

1. 法学教育と聞くと、反射的にリーガル・マインドということばが浮かんでくるが、これは、アメリカの教授たちには、あまりピンと来ない観念のようである。法的思考 (legal thinking)、ないし法律家的思考 (thinking like a lawyer) の方がよく分かるらしい。
2. 法律家的思考の最大の特色は、法的な争点をめぐって対立する複数の主張のすべてに耳を傾けた上で、最善の解決を発見しようとするのであろう。

甲という推論過程ないし結論を提示されても、冷静な法律家ならば、別の結論乙に達する論理構成もありはしないかと考えをめぐらすはずである。調査検討の努力は、甲・乙のどちらが自己の依頼人に有利かということと、直接にはかかわりが無い。法律家は、事件にコミットし過ぎないように注意しながら、自由な思考を尽くすのである。
3. 法的思考を完全に身につけ、非の打ち所のない法律家になることは、もとより難事である。小林直樹教授の紹介によれば、「ほぼ完全な裁判官」の備えるべき資質は…
 - (1) 均衡のとれた精神
 - (2) 天性の正義感
 - (3) 俊敏な理解力
 - (4) 卓越した記憶力
 - (5) 健全な肉体的条件
 - (6) 限りない辛抱づよさ
 - (7) 疲れを知らぬ勤勉
 - (8) 不撓^{ふとう}の勇氣
 - (9) きわだった義務感
 - (10) 魅力のある作法
 - (11) それにユーモアを解するセンスだといわれる(ジュリスト 469号 121頁)。このうちのどこまでが、法律学の教授に類推適用され、また学生諸君に準用されるかは定かでないが、リーガル・マインドということばには、何となくこのすべてを含んでいるような響きがある。愛用されるゆえんかもしれない。P322～324

<コメント>

職業としての法律家であると否とを問わず、一度「法律を学ぶことを志した者」は「法律家的思考能力」と小林直樹先生の言う「裁判官として備えるべき資質」を、生涯にわたって少しずつでも身につけることを目指すべきであると考えます。

－ 2009年1月7日林明夫記－